

第1WG 評価コメント

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

事業番号1-26 (独)住宅金融支援機構の事業

必要事務量や必要コストをより明確にすることとし、これを担保するために、出資金方式ではなく、補給金方式とすべき。

仕組みを見える形にすること。独法の改革も必要。

返済困難者に対する対策は過不足なく行うべき。

出資金から所要額としての補給金方式とすべき。

出資金方式ではなく必要額のみ補助金方式とすべき。

これまでのやり方が非効率。補助金方式へ転換すべき。事業計画と事業を見直して適切な出資金額を計算して出資金返却も考えるべき。

人口減少時代になることを考えても所要額を措置する方式の方が適切だと考える。

毎年度利子補給金を支払う方式の方が制度の目的、受益者のメリット等が分かりやすくなる。

出資金を止めて補助金方式とする。返済者対策を2割減とすべき。

証券化支援事業はやめるべき。長期固定はいらない。これがなくとも買う人は買うし、買わない人は買わない。返済者困難対策については、期間を限定して対応する。補助金の方がわかりやすいのではないかと。必要額も毎年精査すべき。

出資金額については見直す必要がある。

出資金のままにするにせよ、補給金方式に切り替えるにしる、毎年度の必要額等が透明性の高い形で見えるようにすべき。

国の関与を限定すべき。住宅ローンを組める一部の社会層への間接支援は見直すべき。バリアフリー対策は他の施策と重複があるのではないかと。ニーズがあるところに民間ビジネスは動くのであり、バリアフリーは国は牽引する必要があるのか疑問。

WGの評価結果

見直しを行う(所要額を措置する方式に改める)

(廃止1名 自治体/民間0名)

見直し行わない0名 見直し行う:ア11名 イ4名)

アとイの重複回答あり

とりまとめコメント

所要額を措置するにあたり、負担額が明確に見える形が望ましいとの意見が多かった。

返済困難者への対策等は過不足なく行うべきものの、その具体的なあり方として当ワーキングとしては、見直しを行い、所要額を措置する方式に改めるということとした。